

## 随意契約理由書

件名	東灘処理場 1号生汚泥スカム分離機補修
契約の相手方	株式会社 日立プラントサービス 関西支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>今回補修を行うスカム分離機は、最初沈殿池から引き抜いた生汚泥から夾雑物を除去する機械で、適切な汚泥処理を実施するうえで必要不可欠な設備である。汚水処理を滞りなく行うためには同時に汚泥処理も安定して行う必要がある。そのため、本設備は下水処理場における最も重要な設備の一つである。</p> <p>本補修は、腐食環境下での運転によって劣化したスカム分離機の主要部品を取替えることで、今後の安定的な運転を図るものである。</p> <p>今回補修を行うスカム分離機は、株式会社日立プラントテクノロジーにより設計・製造・据付され、本補修を行うためには製造会社しか知りえない技術資料及び総合的な調整・整備のノウハウを有している必要があるため、当該機器の製造会社しか履行することができない。</p> <p>製造会社である株式会社日立プラントテクノロジーは、その補修等について、上記業者に業務移管しているため、本補修は上記しか履行することができない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 東水環境センター 施設課 施設係 (電話番号 078-451-0678)